

庁議における審議要旨	
日時	
令和 8 年 4 月 2 日	午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 0 0 分
場所	
庁議室	
出席者	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
1	学校施設建替えに伴う教育センター等の機能移転について
2	令和 7 年度財政援助団体の活動等の集約について
審議の要旨	
1	学校施設建替えに伴う教育センター等の機能移転について 生涯学習課長、教育施設計画担当課長、指導室長から資料に基づき説明があり、了承。 （主な意見・質疑） ○学校建替えに伴い生涯学習センターがその代替校舎となっており、教育センターや荒川消防団第五分団詰所等が移転されることについて、地域に対して丁寧に説明していく必要がある。
2	令和 7 年度財政援助団体の活動等の集約について 企画担当課長から資料に基づき説明があり、了承。
配付資料	
1	学校施設建替えに伴う教育センター等の機能移転について
2	令和 7 年度財政援助団体の活動等の集約について

庁議付議予定案件
(令和8年4月2日 午後 1時30分～)

- 1 学校施設建替えに伴う教育センター等の機能移転について

(説明者 生涯学習課長・教育施設計画担当課長・指導室長)

- 2 令和7年度財政援助団体の活動等の集約について

(説明者 企画担当課長)

○ 今後の庁議日程

4月14日(火) 午後 4時00分～

4月22日(水) 午後 3時30分～

学校施設建替えに伴う教育センター等の機能移転について

内 容

(4) 配置案



3 教育センターの移転先候補地について
別紙1のとおり

4 生涯学習センターの移転先候補地について
別紙2のとおり

5 今後のスケジュール案

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
代替校舎	調査	設計		改修		六日小代替校舎				
(新)教育センター	取得 ・ 設計	設計 ・ 移転先 改修	移転先 改修	大門小向かいに移転						
(新)生涯学習センター	調査	解体 ・ 設計	工事	敷地内プール跡地に移転						
(新)荒川消防団第五分団詰所等	国・都との協議			敷地内で道路に面する場所に移転						

※令和11年度から代替校舎とする改修工事を実施予定であるため、現施設で運営している機能は、令和10年度末までの設置となる。

今 後 の 予 定	令和 8 年 4 月 1 0 日	文教・子育て支援委員会		
	3 0 日	教育センター移転先に関する財産取得の議案審議		
	5 月	生涯学習センター候補地における測量等調査		
	1 1 月	学校施設建替え計画策定		
	9 年度	屋外プール解体工事、ブロック塀等改修工事		
	1 0 年度	移転に伴う建築工事、改修工事等		
	1 1 年 4 月	移転・運用開始		
	1 1 年度	代替校舎の改修工事の実施		
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
令和8年4月10日 文教・子育て支援委員会	委員会報告後	—	—	—

1 教育センターの利用状況

教育センターは平成9年度に区立生涯学習センターにおいて、区における教育の充実及び振興を図る目的で設置され、教育相談や、不登校支援を行う教育支援ルーム、特別支援教育に係る就学相談、教員資質向上のための教職員研修の拠点として運営している。

教育相談では、児童・生徒及び未就学児の進学・進路選択に係る心理・福祉の観点から専門員が相談を実施しており、年間を通じて多くの来所者が訪れている。(令和7年度：スクールカウンセラー相談：延べ6,000件、スクールソーシャルワーカー相談：延べ4,000件)

その他、教育支援ルーム「みらい」での通室者は年々増加(令和7年度：45名)しており、在籍校への復帰並びに社会的な自立に向けた支援に取り組んでいる。

就学相談においても、特別支援学級並びに特別支援教室に係る進路選択の保護者等のニーズが年々増加(令和7年度：200件超)しており、個々の障がい特性に応じた適切な就学先を決定するため、今後に対応を充実させていく必要がある。

2 移転先の概要

- (1)建物所在地等 旧城北信用金庫大門支店
荒川区東尾久六丁目1234番地、1252番地2(案内図参照)
- (2)用途及び構造 銀行 鉄筋コンクリート造3階建 平成12年8月竣工
- (3)延床面積 750.60㎡
(1階:284.07㎡ 2階:257.19㎡ 3階:209.34㎡)

3 候補地として選定した理由

移転先については、区内の公有地及び民有地等の中で、教育センターの機能を確保できる広さ(概ね 700 ㎡以上)の施設が無いことから、土地や建物に係る取得費用をできる限り縮減し、改修工事等を早期に実現できる用地の選定を行った。

当該候補地は、諸条件を満たし、教育センターの機能を十分に発揮できる以下の利点を兼ね備えた施設であると考えている。

○子ども・保護者にとっての利点

- ・公共交通機関の駅及び停留所が徒歩10分圏内に複数存在し、かつ、接道の歩道が広く、元信用金庫支店であったことから接道面の1階には広く開かれた開口部があるため、視認性も良く来所者にとって相談に来やすい環境が整っている。
- ・尾久の原公園、東尾久運動場が徒歩圏内のため、教育支援ルーム「みらい」の体育活動や各種体験活動の場として活用できる。
- ・教育相談や研修の合間に子どもや保護者が公園等でリフレッシュできる環境が整っている。
- ・住宅街に立地し、周りに高い建物がなくプライバシーが保たれているとともに、学校施設として必要不可欠である自然採光をとれる窓や開口部が各階にあり、明るくかつ静かで落ち着いた学習環境を提供できる。

○教育現場にとっての利点

- ・近隣に小・中学校(大門小学校・原中学校)があり、就学相談及び教員研修・教育相談員研修等における運用も可能。
- ・近隣の小中学校からの災害避難などの迅速な支援も可能。

○施設面での利点

- ・改修によって整型な部屋を配置しやすい構造であり、「みらい」に通う児童・生徒や来所者が落ち着いて過ごせる個室を十分に確保できる。
- ・元信用金庫支店という堅牢な造りであり、平成12年に建てられた新耐震基準に基づく建物であるため、学校施設に求められる耐震基準を十分に満たしている。
- ・耐震改修工事が不要なため、大幅な工期短縮が可能であり、来客対応スペース、事務室、倉庫といった機能がすでに備わっているため、これらを有効活用することで改修コストを最小限に抑えられる。

4 新教育センターの機能

○「受付・相談機能」

- ・「来所相談業務」に対応するための受付及び面談室
- ・プレイセラピー専用室(プレイルーム)
- ・バリアフリートイレ(新設)
- ・エレベーター(新設)

○「みらい学習室・研修及び会議室機能」

- ・「みらい」の集団学習・少人数学習各教室(研修室・会議室兼用)
- ・トイレ増設

○「執務機能」

- ・「職員執務環境」スペース

案内図



1 現在の生涯学習センターの利用状況

生涯学習センターはH9年に開設して以降、生涯学習推進のシンボリック施設として、コミュニティカレッジや荒川区少年団体指導者連絡会、文化団体などの利用の他、学習・スポーツサークルの活動場所として利用されており、他施設には少ない30人～80人規模の会議室、多目的室を有することで、年間10万人以上の利用がある施設である。

また、生涯学習フェスティバルや子ミュニティフェスタといった地域活動の成果発表や団体間の連携を深めるイベントをはじめ、町会の夏まつり、地区委員会のイベント、商店街のハロウィンイベント等で使用されており、様々な地域コミュニティを育む施設となっている。

学校施設建替え計画に伴い、現在の生涯学習センターは代替校舎となることから、令和10年度中には移転する必要がある。

移転にあたっては、以上の機能を可能な限り維持し、既存利用者や事業への影響を最小限に抑えるよう対応する必要がある。

2 対応の方向性

これまでも、事業の一部をふれあい館等の他施設を使用して実施してきたが今般の学校施設建替え計画の策定を契機として、生涯学習におけるアウトリーチの充実を図る機会と捉え、今後については、生涯学習センターを中心としつつ、区民の身近にある施設を活用した講座を行うなど、区内のあらゆる場所で区民が学びに出会い、地域とつながる機会を創出できるよう地域分散型の事業推進を検討していく。

他の施設では対応できない大規模なコミュニティスペースの貸し出しや、現在実施している主要事業や地域活動を行う個人や団体からの相談への対応(利用者支援)を引き続き実施できるよう、現・生涯学習センター敷地内に新たに拠点施設を整備するとともに、少人数(～30人ほど)での利用や小規模な講座はふれあい館や町屋文化センター等、他の公共施設を活用するなど、生涯学習機能の地域分散化を図りながら事業を展開するものとする。

新たな拠点施設は、建物規模等調査検討(ボリューム検討)を行う中で、今後具体的な検討を進めていく。

3 新生涯学習センターの機能

(1) コミュニティスペース(会議室等)機能

80人規模での活動が可能となるスペースをパーティションで区切るなど、利用人数の規模にフレキシブルにえられる環境を想定し、事業実施や団体等が活動できるコミュニティスペース機能を整備

(2) 相談機能

これまでも実施している利用者支援として、引き続き、地域活動を行う個人や団体からの相談に対応できる機能を整備

(3) 事務室機能

事業実施や相談機能のほか、窓口対応や施設管理を行う職員の事務室機能を整備

庁議説明資料	
8. 4. 2	政策企画部政策企画課 地域文化スポーツ部文化交流推進課 福祉部福祉推進課・高齢者福祉課

令和7年度財政援助団体の活動等の集約について

内 容	1 概要 区では、これまで、荒川区自治総合研究所（R I L A C）・荒川区芸術文化振興財団（A C C）・荒川区社会福祉協議会・荒川区シルバー人材センターの4団体について、財政援助団体調査特別委員会において、補助金の執行状況や事業の実施内容等に関する報告を行ってきた。 これまでの報告を踏まえ、各団体における委員会での意見等や対応の方向性について、総括的に報告する。 2 各団体における委員会での意見等及び対応の方向性 （1）荒川区自治総合研究所（R I L A C） 【委員会での意見等】 ① 適切な研究テーマの選定 ② 研究や活動に関する情報発信の充実 ③ 効率的・効果的な研究体制の構築 【対応の方向性】 ① 地域コミュニティなど区の課題に直結するような実務に役立つ研究を行う。 ② 各種調査結果の効果的な発信のほか、調査研究成果をコンテストに応募するなど、様々な機会をとらえて活動等について発信していく。 ③ 引き続き庁内P T等において研究体制について検討していく。 （2）荒川区芸術文化振興財団（A C C） 【委員会での意見等】 ① 区とA C Cの役割分担 ② 区民の芸術文化活動支援の更なる活性化 ③ 区民が質の高い芸術文化に触れることができる機会の提供 【対応の方向性】 ① 区は芸術文化振興に取り組むための基本方針を策定し、A C Cは民間団体としての機動力を活かすことで、質の高い芸術文化事業を実施する。 ② 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業、そして人材育成に関する事業を実施する。区民の芸術文化活動を支援し、荒川区の文化力を高めるための講座、展示会等の事業を実施する。 ③ 区民の芸術文化の裾野を広げるため、民間等では実現不可能な低廉な価格設定を行う等、優れた芸術文化に親しみ文化性豊かな区民生活に資する鑑賞会、講座、展示会等の事業を引き続き実施する。
-----	---

	(3) 荒川区社会福祉協議会 【委員会での意見等】 ① 委託している事業等にかかる職員人件費の適正化 ② 法制度上、社会福祉協議会と区が協働することを前提とした事業が増加する状況における、社会福祉協議会の組織のあり方についての検討 ③ 新たな地域課題の解決のための区委託事業の改善及び法人独自事業との連携強化 【対応の方向性】 ① 費用対効果を踏まえ、委託事業等を精査し、社協が本来行うべき事業に特化できるか検討を開始する。 ② そのうえで、社協が本来行うべき事業については、その効果が十分に発揮できるような仕組みを整えていく。 ③ 法人独自事業と区が連携することで、地域の課題解決や、制度等の狭間となりやすい区民の支援を充実していく。 (4) 荒川区シルバー人材センター 【委員会での意見等】 ① 就業の質の向上及び機会の拡大（派遣業への進出） ② 会員数拡大と高齢化への対応 ③ 安全就業の環境整備 【対応の方向性】 ① 「シルバー派遣事業」を展開し、会員が就労できる業務分野を広げていく。 ② 会員募集専用ホームページや SNS の活用で、会員数の拡大を図る。また、体力や体調等を考慮した業務とのマッチングを図る。 ③ 研修等を通してより安全に就労できる環境整備に努めていく。 4 その他 引き続き、各団体は、区の方針や重要政策の実現に向けて、区と連携、協力しながら、民間における専門性やノウハウを活用して、より効果的・効率的に各種事業等に取り組んでいく。			
今 後 の 予 定	令和8年4月13日 財政援助団体調査特別委員会			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
4月13日 財政援助団体 調査特別委員会	委員会報告後	—	—	—